

実技試験（個人資産相談業務）解答

【第1問】

問1 正解 ① 732,428（円） ② 290,055（円） ③ 110（円） ④ 290,165（円）

<計算の手順>

1. 老齢基礎年金の年金額（円未満四捨五入）
① 732,428）円
2. 老齢厚生年金の年金額
 - (1) 報酬比例部分の額：② 290,055）円（円未満四捨五入）
 - (2) 経過的加算額：③ 110）円（円未満四捨五入）
 - (3) 基本年金額（上記「(1) + (2)」の額）
 $290,055円 + 110円 = 290,165円$
 - (4) 加給年金額（要件を満たしている場合のみ加算すること）
 - (5) 老齢厚生年金の年金額
④ 290,165）円

<解説>

1. 老齢基礎年金は20歳から60歳になるまでの40年間にわたって国民年金保険料を納めると、65歳から満額が支給される。保険料を免除した期間の年金額は、免除の時期と免除の種類に応じて算出するが、保険料の未納期間、学生納付特例制度や保険料納付猶予制度を適用した期間のうち保険料を追納しなかった期間は、年金額の計算の対象期間に含めない。Aさんの国民年金の保険料納付期間は189月 + 263月の合計、452月になる。

$$777,800円 \times \frac{189月 + 263月}{480月} = 732,428.333\cdots \approx 732,428円$$

2. 老齢厚生年金の年金額

- (1) 報酬比例部分の額（円未満四捨五入）

Aさんの2003年4月以降の被保険者月数は189月であり、平均標準報酬額28万円を用いて算出する。

$$280,000円 \times \frac{5.481}{1,000} \times 189月 = 290,054.52 \approx \textcircled{2} 290,055円$$

- (2) 経過的加算額

経過的加算額は、下記の計算式に厚生年金保険の被保険者期間の月数を代入して求める。

経過的加算額 = $1,621円 \times \text{厚生年金保険の被保険者期間の月数}$

$$- 777,800円 \times \frac{\text{1961年4月以後で20歳以上60歳未満の厚生年金保険の被保険者期間の月数}}{\text{加入可能年数} \times 12}$$

$$1,621円 \times 189月 - 777,800円 \times \frac{189月}{480月} = 110.25 \approx \textcircled{3} 110円$$

- (3) 基本年金額 (1) + (2)

$$290,055円 + 110円 = 290,165円$$

- (4) 加給年金額 加算しない
 (5) 老齢厚生年金の年金額 290,165円

問2 正解

	①	②	③
○×の判定	○	×	×

<解説>

- ① 繰下げによる当該年金額の増額率は0.7%となる。仮に、Aさんが75歳で老齢基礎年金の繰下げ支給を請求した場合、当該年金額の増額率は84%となる。 $0.7\% \times 120\text{月} = 84\%$
 ② 確定拠出年金の個人型年金と小規模企業共済制度は、同時に加入することができる。
 ③ 国民年金は日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の人が被保険者になる。成年年齢とは連動していない。

問3 正解

	①	②	③
記号	ロ	ト	リ

- I 「Aさんは、所定の手続により、国民年金の付加保険料を納付することができます。仮に、Aさんが付加保険料を200月納付し、65歳から老齢基礎年金を受け取る場合、老齢基礎年金の額に付加年金として年額（① 40,000）円が上乗せされます」
 II 「国民年金基金は、老齢基礎年金に上乗せする年金を支給する任意加入の年金制度です。加入は口数制となっており、1口目は、保証期間のある（② 終身）年金A型と保証期間のない（② 終身）年金B型のいずれかを選択します。2口目以降は、2種類の（② 終身）年金と5種類の確定年金のなかから選択することができます。
 なお、支払った掛金は、その全額を所得税の（③ 社会保険料控除）として総所得金額等から控除することができます」

<解説>

- ① 国民年金第1号被保険者と任意加入被保険者が、定額保険料に付加保険料400円を上乗せして納めることで、付加年金を受け取ることができる。付加年金はひと月につき200円で、200月分支払った場合の付加年金は年額40,000円である。
 $200\text{円} \times 200\text{月} = 40,000\text{円}$ 。
 ② 1口目は、保証期間のある終身年金A型と保証期間のない終身年金B型のいずれかを選択する。
 ③ 掛金は全額、社会保険料控除の対象となる。確定申告の際は、「社会保険料控除証明書」を添付して所得控除申請を行うと、掛金額分の所得が控除され、所得税や住民税が軽減される。

【第2問】

問4 正解

	①	②	③
○×の判定	×	×	○

<解説>

- ① 投機的格付と呼ばれているのは、B B B（トリプルビー）格相当以下の格付ではなく、B B（ダブルビー）格相当以下の格付をいう。
- ② 毎年受け取る利子額（税引前）は、X社債の額面金額（償還価格）に表面利率を乗じて得た金額となる。X社債は固定利付債であるため、償還時まで表面利率は変わらない。
- ③ 特定公社債の利子については、その支払を受ける際に、所得税および復興特別所得税と住民税の合計20.315%が源泉徴収される。確定申告する際には申告分離課税の対象となるが、確定申告不要制度を選択することができる。

問5 正解

	①	②	③
○×の判定	○	○	×

<解説>

- ① 円と外貨の両替を行う場合は対顧客電信売相場（T T S）と対顧客電信買相場（T T B）を用いる。T T SとT T Bは、当該預金の取扱金融機関が独自に決定しており、金融機関によって異なる。
- ② 現時点において、米ドル建定期預金は円建ての預金と比べて金利が高いが、満期時の為替レートが預入時に比べて円高ドル安に変動した場合には、円換算した運用利回りがマイナスになる可能性がある。
- ③ 為替差損は、確定申告する必要はないが、他に雑所得がある場合には確定申告を行うことで、為替差損の金額と通算することができる。しかし、雑所得の内部で通算しても損失が残った場合でも、他の所得と損益通算することはできない。

問6 正解 ① 0.34 (%) ② 1.19 (%)

<解説>

- ① 最終利回りは、既に発行されている債券を購入して償還期限まで保有した場合の利回りをいう。

$$\frac{0.8\text{円} + \frac{100 - 101.8\text{円}}{4\text{年}}}{101.8\text{円}} \times 100 = 0.343\cdots \div 0.34\%$$

- ② 円ベースの元本 $30,000\text{米ドル} \times 132.75\text{円} = 3,982,500\text{円}$
 満期時の元利合計 $30,000\text{米ドル} \times (1 + 0.01) = 30,300\text{米ドル}$
 円ベース $30,300\text{米ドル} \times 133.00\text{円} = 4,299,000\text{円}$

$$\text{円ベースの利回り} = \frac{4,029,900\text{円} - 3,982,500\text{円}}{3,982,500\text{円}} \times 100 = 1.190\cdots \div 1.19\%$$

【第3問】

問7 正解

	①	②	③	④
記号	へ	ル	イ	ホ

「通常の医療費控除は、その年分の総所得金額等の合計額が200万円以上である場合、その年中に自己または自己と生計を一にする配偶者等のために支払った医療費の総額から保険金などで補填される金額を控除した金額が（① 100,000）円を超えるときは、その超える部分の金額（最高（② 2,000,000）円）を総所得金額等から控除することができます。

また、通常の医療費控除との選択適用となるセルフメディケーション税制（医療費控除の特例）は、定期健康診断や予防接種などの一定の取組みを行っている者が自己または自己と生計を一にする配偶者等のために特定一般用医薬品等購入費を支払った場合、その年中に支払った特定一般用医薬品等購入費の総額から保険金などで補填される金額を控除した金額が（③ 12,000）円を超えるときは、その超える部分の金額（最高（④ 88,000）円）を総所得金額等から控除することができます」

<通常の医療費控除額の算式>

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{その年中に} \\ \text{支払った医} \\ \text{療費の総額} \end{array} \right\} - \left\{ \begin{array}{l} \text{保険金など} \\ \text{で補填され} \\ \text{る金額} \end{array} \right\} - (\text{① } 100,000) \text{円} = \begin{array}{l} \text{医療費控除額} \\ \text{(最高 (② } 2,000,000\text{円))} \end{array}$$

<セルフメディケーション税制に係る医療費控除額の算式>

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{その年中に} \\ \text{支払った特} \\ \text{定一般用医} \\ \text{薬品等購入} \\ \text{費の総額} \end{array} \right\} - \left\{ \begin{array}{l} \text{保険金など} \\ \text{で補填され} \\ \text{る金額} \end{array} \right\} - (\text{③ } 12,000) \text{円} = \begin{array}{l} \text{セルフメディケーション} \\ \text{税制に係る医療費控除額} \\ \text{(最高 (④ } 88,000\text{円))} \end{array}$$

<解説>

- ① 医療費控除の金額は、その年分の総所得金額等の合計額が200万円以上である場合、その年中に支払った医療費の総額から保険金などで補填される金額が100,000円を超えるとき、その超える部分の金額を総所得金額等から控除することができる。
ただし、その年の総所得金額等が200万円未満の人は、100,000円の代わりに総所得金額等の5%の金額を差し引く。
- ② 医療費控除の金額の上限は、最高200万円である。
- ③ セルフメディケーション税制に係る医療費控除額は、通常の医療費控除との選択により、適用する。その年中に支払った特定一般用医薬品等購入費の合計額（保険金等により補てんされる部分の金額を除く）のうち、12,000円を超える場合に、セルフメディケーション税制の適用を受けることができる。
- ④ セルフメディケーション税制に係る医療費控除額は、88,000円が上限となっている。

問8 正解

	①	②	③
○×の判定	×	×	○

- ① 配偶者控除と配偶者特別控除の額は、控除を受ける納税者本人の合計所得金額、および控除対象配偶者の年齢により異なる。妻Bさんの給与収入は300万円であり、給与所得は202万円である。配偶者特別控除を受けるための要件のひとつは、配偶者の年間の合計所得金額が48万円超133万円以下であることであり、Aさんは配偶者控除、配偶者特別控除ともにその適用を受けることができない。
 $300\text{万円} - (300\text{万円} \times 30\% + 8\text{万円}) = 202\text{万円}$
- ② 扶養控除は長男Cさんのみ適用される。長男Cさんは20歳であり、特定扶養親族の63万円を適用できる。
- ③ 医療費控除の適用を受けるためには確定申告が必要となる。

問9 正解 ① 700（万円） ② 640（万円）

<解説>

① 総所得金額に算入される給与所得の金額

Aさん給与収入の金額は900万円で、給与収入から給与所得控除額と所得金額調整控除額を差し引いて給与所得の金額を求める。Aさんは、子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除を適用することができる。

子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除は、その年の給与等の収入金額が850万円を超える給与所得者で、(1)のイ～ハのいずれかに該当する給与所得者の総所得金額を計算する際、(2)の所得金額調整控除額を給与所得から控除することができる。

(1) 適用対象者

- イ 本人が特別障害者に該当する者
- ロ 年齢23歳未満の扶養親族を有する者
- ハ 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する者

(2) 所得金額調整控除額

$$\begin{aligned} & \{ \text{給与等の収入金額 (1,000万円超の場合は1,000万円)} - 850\text{万円} \} \times 10\% = \text{控除額} \\ & (900\text{万円} - 850\text{万円}) \times 10\% = 5\text{万円} \end{aligned}$$

$$\text{給与所得の金額 } 900\text{万円} - 195\text{万円} - 5\text{万円} = 700\text{万円}$$

② 総所得金額

不動産所得の赤字80万円には、土地取得のための負債利子20万円が含まれているため、損益通算できる不動産所得は▲60万円となる。

$$\text{給与所得} 700\text{万円} + \text{不動産所得} \text{▲}60\text{万円} = 640\text{万円}$$

【第4問】

問10 正解

	①	②	③
○×の判定	×	○	○

<解説>

① 甲土地は地積が500㎡以上であるが、指定容積率が400%であるため、地積規模の大きな宅地の評価の規定は適用されない。地積規模の大きな宅地とは、三大都市圏においては500㎡以上、三大都市圏以外の地域においては1,000㎡以上の地積の宅地をいい、下記に該当するものは除かれる。

- (1) 市街化調整区域に所在する宅地
- (2) 都市計画法の用途地域が工業専用地域に指定されている地域に所在する宅地
- (3) 指定容積率が400%（東京都の特別区においては300%）以上の地域に所在する宅地
- (4) 評価通達 22-2に定める大規模工場用地

② 路線価は、路線（道路）に面する標準的な宅地の1㎡あたりの価額を千円単位で表示している。数値の後に表示されている記号は、借地権割合を表し、Cの記号は借地権割合が70%であることを示す。借地権の価額は、自用地としての価額に借地権割合を乗じて求める。

記号	借地権割合	D	60%
A	90%	E	50%
B	80%	F	40%
C	70%	G	30%

③ 青空駐車場など、自らその土地を貸駐車場として利用している場合には、その土地を自用地として評価する。

問11 正解

	①	②	③
○×の判定	○	○	×

<解説>

- ① DSCR（借入金償還余裕率）は、借入金返済の余裕度（安全性）を見る指標で、元
 利金返済前の年間キャッシュフロー（純収益）を借入金の年間元利返済額で除して算出
 する。純収益が借入金返済額の何倍になるのかを表すもので、大きいほど余裕がある。
 DSCR（借入金償還余裕率）の値が1.0未満のときは、賃料収入だけでは借入金の返
 済ができないことを示す。
- ② 建物の一部が賃借人の責めに帰することができない事由で滅失等し、使用・収益不能
 となった場合には、民法上、その使用・収益不能となった部分の割合に応じて賃料が減
 額される。
- ③ トランクルームは、賃貸住宅には該当せず、賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する
 法律の規制の適用を受けない。

問12 正解 ① 500（㎡） ② 1,800（㎡）

<解説>

- ① 建蔽率の上限となる建築面積
 準防火地域に耐火建築物または準耐火建築物等を建築する際、建蔽率が10%緩和され
 る。
 さらに甲土地は特定行政庁が指定する角地であるため、建蔽率の10%緩和される。
 $20\text{m} \times 25\text{m} \times (80\% + 10\% + 10\%) = 500\text{m}^2$
- ② 容積率の上限となる延べ面積
 全面道路の幅員は6mであり、12m未満であるため前面道路幅員による容積率の制限
 が適用される。
 指定容積率 400%
 前面道路幅員による容積率の制限 $6\text{m} \times 6 / 10 = 360\%$ ∴ 360%
 $20\text{m} \times 25\text{m} \times 360\% = 1,800\text{m}^2$

【第5問】

問13

	①	②	③
○×の判定	○	×	×

- ① 遺言書保管制度は、遺言書の保管申請時に民法の定める自筆証書遺言の形式に適合するかについて遺言書保管官の外形的なチェックが受けられ、原本に加え、画像データとしても長期間適正に管理される。そのため、遺言書の紛失・亡失のおそれがなく、相続人等の利害関係者による遺言書の破棄、隠匿、改ざん等を防ぐことができ、検認を受ける必要はない。
- ② 遺留分を侵害する内容の遺言でも、遺言書自体は無効とはならない。
- ③ 自宅敷地は400㎡あり、特定居住用宅地等の限度面積330㎡を超えている。したがって、『小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例』の適用を受けた場合、相続税の課税価格に算入すべき価額は、2,720万円となる。

$$8,000\text{万円} - \left(8,000\text{万円} \times \frac{330\text{㎡}}{400\text{㎡}} \times 80\%\right) = 2,720\text{万円}$$

問14 正解

	①	②	③
○×の判定	○	×	×

<解説>

- ① 記述のとおり。
- ② 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の非課税限度額は、贈与を受けた者ごとに省エネ等住宅の場合には1,000万円まで、それ以外の住宅の場合には500万円までの贈与となっている。
- ③ 長女DさんがAさんから贈与を受けた住宅取得等資金は、生前贈与加算（被相続人からその相続開始前3年以内の贈与財産のうち一定の要件を満たすもの）の対象とはならない。

問15 正解 ① 4,200（万円） ② 4,460（万円） ③ 8,920（万円）

(a) 課税価格の合計額	3 億5,000万円
(b) 遺産に係る基礎控除額	(① 4,200) 万円
課税遺産総額 ((a) - (b))	3 億800万円
相続税の総額の基となる税額	
長男Cさん	(② 4,460) 万円
長女Dさん	4,460万円
相続税の総額	(③ 8,920) 万円

<解説>

- ① 遺産に係る基礎控除額は、3,000万円+600万円×法定相続人の数の算式にて求める。
法定相続人は、長男Cさん、長女Dさんの2人であり4,200万円となる。

$$3,000\text{万円} + 600\text{万円} \times 2\text{人} = 4,200\text{万円}$$

- ② 課税価格の合計額から遺産に係る基礎控除額を差し引き、課税遺産総額を求める。

相続税の総額は課税遺産総額を法定相続分で仮分割を行い、相続税の速算表に当てはめて算出した額を合計して求める。

$$3\text{億}5,000\text{万円} - 4,200\text{万円} = 3\text{億}800\text{万円}$$

$$\text{長男Cさん} : 3\text{億}800\text{万円} \times \frac{1}{2} = 1\text{億}5,400\text{万円}$$

$$1\text{億}5,400\text{万円} \times 40\% - 1,700\text{万} = 4,460\text{万円}$$

$$\text{長女Dさん} : 3\text{億}800\text{万円} \times \frac{1}{2} = 1\text{億}5,400\text{万円}$$

$$1\text{億}5,400\text{万円} \times 40\% - 1,700\text{万} = 4,460\text{万円}$$

- ③ 相続税の総額

$$4,460\text{万円} + 4,460\text{万円} = 8,920\text{万円}$$